

最高裁秘書第2277号

平成30年5月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

(理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

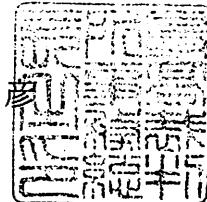
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第7号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年5月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

5月29日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第4号又は第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 司法研修所別館の概要が書いてある文書

イ 司法研修所別館の各階平面図

ウ 司法研修所別館なごみ寮の部屋の配置、各部屋の間取り、備品、利用方法等が書いてある文書（最新版）

エ 司法研修所別館なごみ寮の写真が含まれている文書のうち、最後に作成されたもの

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、別紙記載のとおり特定した上、1月15日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

司法研修所別館及びなごみ寮は、全国の裁判官が集合して研修に参加し、滞在するための施設であり、いずれも一般の来庁者の出入りが想定されておらず、敷地内へ許可のない者の入構を禁止していることから明らかかなとおり、庁舎全体について極めて高度なセキュリティを確保する必要がある。

最高裁判所が本件対象文書のうち一部不開示とした情報には、①司法研修所別館及びなごみ寮の施設の施錠の状況、解錠方法に関する情報と②司法研修所別館及びなごみ寮が所在する敷地への入構方法、建物内の各部屋の配置に関する情報、電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号並びにIT整備状況及び具体的なセキュリティ対策に関する情報が含まれている。

①の情報は、公にすることにより、許可のない者の侵入が可能になり、裁判官に対する危害や犯罪を誘発したりその実行を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると同時に庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、法第5条第4号及び第6号に規定する不開示情報に相当する。

②の情報は、公にすることにより、全体として庁舎管理事務や警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じ、もって裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、サイバー攻撃の際の糸口等を推測させ、情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

よって、本件対象文書を一部不開示とした原判断は相当である。

(別紙)

1 開示申出内容アの対象文書

- (1) 司研別館ガイド
- (2) 「司法研修所別館の施設の利用等について」と題する文書（別添「資料1」及び「資料2」を含む。）
- (3) 最高裁判所司法研修所パンフレット

2 開示申出内容イの対象文書

- (1) 司研別館ガイド ※上記1の(1)と同じ
- (2) 各階平面図研修棟1階
- (3) 各階平面図研修棟2階
- (4) 各階平面図研修棟3階
- (5) 案内図研修棟4階（南向き）
- (6) 司法研修所別館研修棟1階平面図
- (7) 司法研修所別館研修棟2階平面図
- (8) 司法研修所別館研修棟3階平面図
- (9) 司法研修所別館研修棟4階平面図
- (10) 司法研修所別館研修棟屋階平面図
- (11) 「司法研修所別館の施設の利用等について」と題する文書（別添「資料1」及び「資料2」を含む。） ※上記1の(2)と同じ

3 開示申出内容ウの対象文書

- (1) 司研別館ガイド ※上記1の(1)及び2の(1)と同じ
- (2) 司法研修所別館なごみ寮1階平面図、2階平面図
- (3) 司法研修所別館なごみ寮3階平面図、屋階平面図

4 開示申出内容エの対象文書

最高裁判所司法研修所パンフレット ※上記1の(3)と同じ